平成24年11月1日大阪府規則第204号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号) 第6条の規定に基づき、大阪府新型インフルエンザ等対策審議会(以下 「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議 会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第1 第1 号に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとす る。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - ー 学識経験のある者
 - 二 医療関係団体、医療施設等の代表者
 - 三 市町村長
 - 四関係行政機関の職員
 - 五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務 を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、日額8000円とする。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。